

平成30年 2月19日開会
平成30年 月 日閉会

平成30年3月宮古市議会定例会議案

(1)

議案目次

議案番号	件名
議案第1号	平成30年度宮古市一般会計予算
議案第2号	平成30年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計予算
議案第3号	平成30年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計予算
議案第4号	平成30年度宮古市後期高齢者医療特別会計予算
議案第5号	平成30年度宮古市介護保険事業特別会計予算
議案第6号	平成30年度宮古市介護保険サービス事業勘定特別会計予算
議案第7号	平成30年度宮古市農業集落排水事業特別会計予算
議案第8号	平成30年度宮古市漁業集落排水事業特別会計予算
議案第9号	平成30年度宮古市浄化槽事業特別会計予算
議案第10号	平成30年度宮古市魚市場事業特別会計予算
議案第11号	平成30年度宮古市墓地事業特別会計予算
議案第12号	平成30年度宮古市川井地域バス事業特別会計予算

議案第13号	平成30年度宮古市山口財産区特別会計予算
議案第14号	平成30年度宮古市千徳財産区特別会計予算
議案第15号	平成30年度宮古市重茂財産区特別会計予算
議案第16号	平成30年度宮古市刈屋財産区特別会計予算
議案第17号	平成30年度宮古市水道事業会計予算
議案第18号	平成30年度宮古市下水道事業会計予算
議案第19号	宮古市住民投票条例の一部を改正する条例
議案第20号	宮古市市税条例の一部を改正する条例
議案第21号	宮古市国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第22号	宮古市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例
議案第23号	宮古市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
議案第24号	宮古市介護保険条例の一部を改正する条例
議案第25号	宮古市中小企業振興資金融資に関する条例の一部を改正する条例

議案第26号	宮古市たろう潮里ステーション条例を廃止する条例
議案第27号	宮古市道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例
議案第28号	宮古市駐車場条例の一部を改正する条例
議案第29号	宮古市都市公園条例の一部を改正する条例
議案第30号	宮古市営住宅条例の一部を改正する条例
議案第31号	宮古市監査委員条例の一部を改正する条例
議案第32号	白浜（宮）漁港海岸災害復旧（23災501号防潮堤その2）工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めるについて
議案第33号	北部環状線（第2工区）道路整備（その4）工事の請負契約の締結に関し議決を求めるについて
議案第34号	北部環状線（第2工区）道路整備（トンネル）工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めるについて
議案第35号	荒巻笹見内地区道路整備（トンネル）工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めるについて
議案第36号	財産の処分に関し議決を求めるについて
議案第37号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて

議案第19号

宮古市住民投票条例の一部を改正する条例

宮古市住民投票条例（平成20年宮古市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(投票資格者名簿の調製)</p> <p>第6条　〔略〕</p> <p>2 選挙管理委員会は、毎年9月1日現在で第3条第1項各号に掲げる者を同日（同日が宮古市の休日に関する条例（平成17年宮古市条例第4号）第1条第1項に規定する市の休日（以下この項において「休日」という。）に当たる場合には、9月1日又は同日の直後の休日以外の日。以下この項において「定時登録の日」という。）に投票資格者名簿に登録しなければならない。ただし、9月1日から同月7日までの間に住民投票を行う場合その他選挙管理委員会が特に必要と認めるときは、定時登録の日後に変更することができる。</p> <p>3 選挙管理委員会は、住民投票を行う場合には、第8条第4項に規定する告示の日の前日（以下この条において「投票時登録の基準日」という。）現在（投票資格者名簿に登録される資格のうち投票資格者の年齢については、当該住民投票の期日現在）により第3条第1項各号に掲げる者を当該投票時登録の基準日に投票資格者名簿に登録しなければならない。</p> <p>4 第2項の規定による登録は、投票時登録の基準日が9月1日となる場合には、行わない。</p>	<p>(投票資格者名簿の調製)</p> <p>第6条　〔略〕</p> <p>2 選挙管理委員会は、毎年9月1日現在で第3条第1項各号に掲げる者について、同月2日に投票資格者名簿に登録しなければならない。ただし、9月1日から同月7日までの間に住民投票を行う場合その他選挙管理委員会が特に必要と認めるときは、登録の日を変更することができる。</p> <p>3 選挙管理委員会は、住民投票を行う場合には、第8条第4項に規定する告示の日の前日現在により第3条第1項各号に掲げる者を当該告示の日の前日に投票資格者名簿に登録しなければならない。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年2月19日提出

宮古市長 山本正徳

理由

公職選挙法の改正に準じ、投票資格者名簿の調整に関する事務の合理化等を図ろうとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第20号

宮古市市税条例の一部を改正する条例

宮古市市税条例（平成17年宮古市条例第76号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(固定資産税の納稅義務者等)</p> <p>第54条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分 その他の施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用 に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に 付合したことにより家屋の所有者が所有することとな ったもの（以下この項において「特定附帯設備」とい う。）については、当該取り付けた者の事業の用に供す ることができる資産である場合に限り、当該取り付け た者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯 設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみな して固定資産税を課する。</p>	<p>(固定資産税の納稅義務者等)</p> <p>第54条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分 その他の施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用 に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に 付合したことにより家屋の所有者が所有することとな ったもの（以下この項において「特定附帯設備」とい う。）については、当該取り付けた者の事業の用に供す ることができる資産である場合に限り、当該取り付け た者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯 設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみな して固定資産税を課する。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年2月19日提出

宮古市長 山本正徳

理由

地方税法施行規則の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第21号

宮古市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宮古市国民健康保険条例（平成17年宮古市条例第120号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(国民健康保険運営協議会)	(国民健康保険運営協議会の委員)
第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の規定に基づき設置する協議会は、宮古市国民健康保険運営協議会（次項において「協議会」という。）とする。	第2条
2 協議会の委員は、次に掲げる区分により、市長が任命する。 (1)～(4) [略] (保健事業)	宮古市国民健康保険運営協議会の委員は、次に掲げる区分により、市長が任命する。 (1)～(4) [略] (保健事業)
第5条 市は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進又は療育環境の向上若しくは保険給付のため、次に掲げる事業を行う。 (1)～(9) [略]	第5条 市は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条の5に規定する特定健康診査等を行うほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進又は療育環境の向上若しくは保険給付のため、次に掲げる事業を行う。 (1)～(9) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月19日提出

宮古市長 山本正徳

理由

国民健康保険法の改正に伴い、宮古市国民健康保険運営協議会の名称を定めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第22号

宮古市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例

宮古市国民健康保険事業財政調整基金条例（平成17年宮古市条例第68号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置) <p>第1条 国民健康保険事業の保険給付費、<u>国民健康保険事業費納付金</u>及び保健事業の推進に要する経費に不足を生じた場合の財源に充てるため、宮古市国民健康保険事業財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	(設置) <p>第1条 国民健康保険事業の保険給付費、<u>老人保健拠出金</u>、<u>介護納付金</u>、<u>前期高齢者納付金</u>、<u>後期高齢者支援金</u>、<u>高額医療費共同事業拠出金</u>、<u>保険財政共同安定化事業拠出金</u>及び保健事業の推進に要する経費に不足を生じた場合の財源に充てるため、宮古市国民健康保険事業財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の宮古市国民健康保険事業財政調整基金条例第1条の規定は、平成30年度以後の国民健康保険事業について適用し、平成29年度までの国民健康保険事業については、なお従前の例による。

平成30年2月19日提出

宮古市長 山本正徳

理由

国民健康保険の広域化により、県と市が分担する財務に関する事務が見直されたことに伴い、基金を財源に充てることができる経費を変更しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第23号

宮古市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

宮古市後期高齢者医療に関する条例（平成20年宮古市条例第8号）の一部を次のように改正する。

	改正後	改正前
1	<p>(宮古市において行う事務)</p> <p>第2条 宮古市は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第104条に定める保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1) 広域連合条例第3条の葬祭費の支給に係る申請書の受付</p> <p>(2)～(8) [略]</p>	<p>(宮古市において行う事務)</p> <p>第2条 宮古市は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第104条に定める保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1) 広域連合条例第3条の葬祭費の支給<u>及び第4条の葬祭の給付</u>に係る申請書の受付</p> <p>(2)～(8) [略]</p>
2	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 宮古市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第55条第1項（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際宮古市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際宮古市に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行つた法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際宮古市に住所を有していた被保険者</p> <p>(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被</p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 宮古市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（同項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際宮古市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際宮古市に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行つた同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際宮古市に住所を有していた被保険者</p>

保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により宮古市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、表の1の項の改正部分は、公布の日から施行する。

平成30年2月19日提出

宮古市長 山本正徳

理由

岩手県後期高齢者医療広域連合が葬祭の給付を廃止したことにより、当市が行う事務から当該給付の申請に係る事務を削除するとともに、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、保険料を徴収すべき被保険者を追加しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第24号

宮古市介護保険条例の一部を改正する条例

宮古市介護保険条例（平成17年宮古市条例第108号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>37,500円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>56,300円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>56,300円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>67,500円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>75,000円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>90,000円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>97,500円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>112,500円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>127,500円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる者の保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>33,800円</u>とする。</p> <p>第16条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>35,400円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>53,100円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>53,100円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>63,700円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>70,800円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>85,000円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>92,000円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>106,200円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>120,400円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる者の保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>31,900円</u>とする。</p> <p>第16条 被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の宮古市介護保険条例第3条の規定は、平成30年度以後の年度分の介護保険料について適用し、平成29年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

平成30年2月19日提出

宮古市長 山本正徳

理由

介護保険事業計画の改訂に伴い、平成30年度から平成32年度までの保険料率を定めるとともに、介護保険法の改正により被保険者等に関する調査対象の範囲が拡大されたことから、正当な理由なしに調査に応じない場合等における過料の処分の対象者の範囲を拡大しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第25号

宮古市中小企業振興資金融資に関する条例の一部を改正する条例

宮古市中小企業振興資金融資に関する条例（平成17年宮古市条例第146号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第4条 この条例において「中小企業者」とは、次に掲げる者をいう。	第4条 この条例において「中小企業者」とは、次に掲げる者をいう。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号） 第2条第1項第1号及び <u>第2号</u> 並びに中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号） <u>第1条</u> に定める業種を主たる事業とする会社及び個人	(2) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号） 第2条第1項第1号及び <u>第1号の2</u> 並びに中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号） <u>第1条第1項及び第2項</u> に定める業種を主たる事業とする会社及び個人
(3) 中小企業信用保険法 <u>第2条第1項第5号</u> に定める業種を主たる事業とする法人	(3) 中小企業信用保険法 <u>第2条第1項第3号</u> に定める業種を主たる事業とする法人
<u>(4) 中小企業信用保険法第2条第1項第6号に定める特定非営利活動法人</u>	
<u>(5) [略]</u>	<u>(4) [略]</u>
<u>(6) [略]</u>	<u>(5) [略]</u>
<u>(7) [略]</u>	<u>(6) [略]</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年2月19日提出

宮古市長 山本正徳

理由

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険法施行令の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第26号

宮古市たろう潮里ステーション条例を廃止する条例

宮古市たろう潮里ステーション条例（平成18年宮古市条例第6号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年2月19日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市たろう潮里ステーションを廃止しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第27号

宮古市道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する 条例

宮古市道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例（平成17年宮古市条例第162号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
官古市 <u>法定外公共物</u> の管理に関する条例	官古市 <u>道路法等の適用を受けない公共用財産</u> の管 理に関する条例
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、 <u>法定外公共物</u> の管理に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、 <u>道路法等の適用を受けない公共用財産</u> の管理に関し必要な事項を定めるものとする。
(定義)	(定義)
第2条 この条例において「 <u>法定外公共物</u> 」とは、道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受けない道路及び河川法（昭和39年法律第167号）の適用又は準用を受けない河川であって市が所有しているものをいう。	第2条 この条例において「 <u>道路法等の適用を受けない公共用財産</u> 」とは、道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受けない道路及び河川法（昭和39年法律第167号）の適用又は準用を受けない河川であって市が所有しているものをいう。
(行為の禁止)	(行為の禁止)
第3条 何人も、 <u>法定外公共物</u> の管理又は利用に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。	第3条 何人も、 <u>道路法等の適用を受けない公共用財産</u> の管理又は利用に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。
(行為の許可等)	(行為の許可等)
第4条 <u>法定外公共物</u> において、占用、土石の採取等の行為（以下「占用等」という。）をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。	第4条 <u>道路法等の適用を受けない公共用財産</u> において、占用、土石の採取等の行為（以下「占用等」という。）をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。
2 [略]	2 [略]
3 市長は、 <u>法定外公共物</u> の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。	3 市長は、 <u>道路法等の適用を受けない公共用財産</u> の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。
	(占用等の許可の取消し等)
	第5条 市長は、占用等の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、その内容を変更し、その効力を停止し、前条第3項の条件を変更し、又は新たな条件を付することができる。
	(1) この条例又はこの条例の規定による処分に違反したとき。
	(2) 前条第3項の条件に違反したとき。

第5条 [略]

(地位の承継)

第6条 [略]

(占用等の許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、占用等の許可を取り消し、その内容を変更し、その効力を停止し、若しくは第4条第3項の条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、法定外公共物に存する工作物その他の物件の改築、移転、除去若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な措置を講ずること若しくは法定外公共物を原状に回復することを命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

(2) 第4条第3項の条件に違反している者

(3) 偽りその他不正の手段により占用等の許可を受けた者

2 市長は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、占用等の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(原状回復義務)

第8条 占用等の許可を受けた者（第6条第1項の規定により地位を承継した者を含む。以下「占用者等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに当該許可に係る法定外公共物を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(1) [略]

(2) 前条の規定に基づき占用等の許可が取り消されたとき。

(3) [略]

2 [略]

(占用料等の不還付)

第11条 既納の占用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、占用者等の請求により、占用料等を還付することができる。

(3) 偽りその他不正な手段により占用等の許可を受けたとき。

(4) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

第6条 [略]

(地位の承継)

第7条 [略]

(原状回復義務)

第8条 占用等の許可を受けた者（前条第1項の規定により地位を承継した者を含む。以下「占用者等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに当該許可に係る道路法等の適用を受けない公用財産を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(1) [略]

(2) 第5条の規定に基づき占用等の許可が取り消されたとき。

(3) [略]

2 [略]

(占用料等の不還付)

第11条 既納の占用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、占用者等の請求により、占用料等を還付することができる。

(1) 第7条第2項の規定に基づき市長が占用等の許可を取り消し、又は変更したとき。
(2)・(3) [略]

(1) 第5条第4号の規定に基づき市長が占用等の許可を取り消し、又は変更したとき。
(2)・(3) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年2月19日提出

宮古市長 山本正徳

理由

公用財産の適切な維持管理を図るため、条例に違反している者等に対して、必要な措置を講ずる等の命令ができるようになるとともに、公用財産の表記を法定外公共物に改めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第28号

宮古市駐車場条例の一部を改正する条例

宮古市駐車場条例（平成17年宮古市条例第166号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前														
(名称及び位置)	(名称及び位置)														
第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。														
<table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>宮古市宮古駅東駐車場</td><td>宮古市大通三丁目1番5</td></tr><tr><td>宮古市役所前駐車場</td><td>宮古市宮町一丁目1番1</td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	[略]		宮古市宮古駅東駐車場	宮古市大通三丁目1番5	宮古市役所前駐車場	宮古市宮町一丁目1番1	<table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>宮古市宮古駅東駐車場</td><td>宮古市大通三丁目1番5</td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	[略]		宮古市宮古駅東駐車場	宮古市大通三丁目1番5
名 称	位 置														
[略]															
宮古市宮古駅東駐車場	宮古市大通三丁目1番5														
宮古市役所前駐車場	宮古市宮町一丁目1番1														
名 称	位 置														
[略]															
宮古市宮古駅東駐車場	宮古市大通三丁目1番5														
(駐車できる自動車等)	(駐車できる自動車等)														
第3条 駐車場に駐車できる自動車等の種類は、別表第1のとおりとする。	第3条 駐車場に駐車できる自動車等は、次のとおりとする。														
	(1) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定するもののうち、次に掲げるもの ア 普通自動車 イ 小型自動車（二輪自動車を除く。） ウ 軽自動車（二輪自動車を除く。）														
	(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車														
	(利用の許可)														
(駐車の拒否)	第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場への駐車を拒否することができる。 (1) 駐車場の構造上駐車させることができないとき。 (2) 駐車場の施設、設備又は駐車場に駐車している自動車等に損傷を及ぼすおそれのある物品を積載しているとき。 (3) 駐車場の施設、設備若しくは駐車場に駐車している自動車等を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。 (4) その他駐車場の管理上適当でないと認めるとき。														
(監督処分)	第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対														
	第4条 前条第1号に規定する自動車（以下「自動車」という。）を駐車場に駐車しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。														
	2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしてはならない。 (1) 駐車場の構造上駐車させることができないとき。 (2) 駐車場の施設、設備又は駐車中の自動車等に損傷を及ぼすおそれのある物品を積載しているとき。 (3) 駐車場の施設、設備若しくは駐車中の自動車を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。 (4) その他駐車場の管理上適当でないと認めるとき。														
	3 市長は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。 (許可の取消し等)														
	第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、														

し、行為の中止、原状の回復又は駐車場からの退場若しくは自動車等の撤去を命ずることができる。

(1) 前条の規定に違反したとき。

(2) [略]

(3) [略]

(駐車料金)

第7条 駐車場を利用する者（別表第1に掲げる自動車（2輪自動車を除く。）を駐車する者に限る。以下「利用者」という。）は、別表第2に定める駐車料金を納付しなければならない。

（無料開放）

第8条 市長は、災害その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場を無料で開放することができる。

（回数駐車券及び定期駐車券）

第9条 市長は、券面額の1割以内の割引をして得た額の範囲内において回数駐車券を発行することができる。

2 [略]

第10条 [略]

第11条 [略]

（駐車料金の不還付）

第12条 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 第9条第2項の定期駐車券に係る既納の駐車料金について、利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなかったとき、又は利用者から利用の取止めの申出があったとき。

(2) [略]

駐車場を利用する者に対し、第4条第1項の許可を取り消し、その効力を停止し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復、駐車場からの自動車等の撤去若しくは退場を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により第4条第1項の許可を受けたとき。

(3) 第4条第3項の規定に基づく条件に違反したとき。

(4) [略]

(5) [略]

(駐車料金)

第7条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に掲げる駐車料金を納付しなければならない。

（回数駐車券及び定期駐車券）

第8条 市長は、前条の駐車料金の額より1割以内の割引をした額をもって回数駐車券を発行することができる。

2 [略]

第9条 [略]

第10条 [略]

（駐車料金の不還付）

第11条 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、第8条第2項の定期駐車券に係る既納の駐車料金については、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 駐車場の維持管理のため市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなかつたとき。

(3) [略]

第13条 [略]

(管理)

第14条 駐車場の管理は、地方自治法(昭和22年法律

第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人
その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定
管理者」という。)に行わせるものとする。ただし、宮
古市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条
例(平成17年宮古市条例第220号。以下この条にお
いて「手続条例」という。)第2条の規定による申請が
なかったとき、若しくは申請があつても手続条例第3
条第1項に規定する選定基準を満たすものがない等の
理由により指定管理者の指定ができなかつたとき、又
は手續条例第6条第1項の規定により指定管理者の指
定を取り消し、新たな指定管理者を指定するまでの間
若しくは同項の規定により期間を定めて管理の業務の
全部若しくは一部の停止を命じている間は、この限り
でない。

(指定管理者の業務)

第15条 前条本文の規定により指定管理者に駐車場の

管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、
次のとおりとする。

- (1) 第4条の駐車の拒否に関すること。
- (2) 第6条の監督処分に関すること。
- (3) 第8条の無料開放に関すること。
- (4) 第9条の回数駐車券及び定期駐車券の発行に関する
こと。
- (5) 第17条の利用料金の決定等に関すること。
- (6) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (7) 駐車場の清潔の保持その他環境整備に関するこ
と。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める
事項に関すること。

2 前項の場合における第4条、第6条、第8条、第9条、
第11条及び第13条第1項の規定の適用について
は、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」
とする。

(管理の基準)

第16条 指定管理者は、第4条各号のいずれかに該当
する場合以外は、駐車場の利用を制限し、又は入場を拒

第12条 [略]

んではならない。

2 指定管理者が第8条の規定により駐車場を無料で開放しようとする場合は、市長の承認を得なければならぬ。

3 指定管理者は、駐車場の管理に当たっては、善良な管理者の注意をもってこれを行わなければならない。
(利用料金)

第17条 指定管理者が管理する駐車場の利用者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。この場合において、第7条の駐車料金は、徴収しない。

2 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入として收受させるものとする。

4 第7条及び第10条から第12条までの規定は、利用料金について準用する。この場合において、これらの規定中「駐車料金」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第18条 [略]

第19条 [略]

別表第1 (第3条関係)

駐車場の名称	自動車等の種類
宮古市宮古駅前駐車場	普通自動車 小型自動車(2輪自動車を除く。) 軽自動車(2輪自動車を除く。)
宮古市宮古駅東駐車場	普通自動車 小型自動車(2輪自動車を除く。) 軽自動車(2輪自動車を除く。) 自転車
宮古市役所前駐車場	普通自動車 小型自動車 軽自動車

第13条 [略]

第14条 [略]

原動機付自転車

自転車

備考

1 この表において「普通自動車」、「小型自動車」及び「軽自動車」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。

2 この表において「原動機付自転車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいい、「自転車」とは、同項第11号の2に規定する自転車をいう。

別表第2（第7条関係）

1 一般駐車料金

[略]

備考

1・2 [略]

3 駐車券の紛失その他の理由により駐車時間が確認できない場合の駐車料金は、4,000円とする。

2 定期駐車料金

種類	駐車時間	金額
[略]		
半日	連続する12時間	1月 6,000円

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、宮古市の事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例（平成28年宮古市条例第1号）の施行の日から施行する。

平成30年2月19日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市役所前駐車場を設置し、宮古駅前駐車場及び宮古駅東駐車場と合わせて指定管理者に管理させるとともに、所要の整備をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第29号

宮古市都市公園条例の一部を改正する条例

宮古市都市公園条例(平成17年宮古市条例第167号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																								
目次	目次																								
第1章 [略]	第1章 [略]																								
第1章の2 都市公園及び公園施設の設置基準（第1 条の2—第1条の6の2）	第1章の2 都市公園及び公園施設の設置基準（第1 条の2—第1条の6）																								
第1章の3～第4章 [略]	第1章の3～第4章 [略]																								
附則	附則																								
(公園施設の建築物の建築面積の基準の特例)	(公園施設の建築物の建築面積の基準の特例)																								
第1条の6 [略]	第1条の6 [略]																								
2～4 [略]	2～4 [略]																								
<u>5 政令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条 の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条 第1項ただし書の条例で定める範囲は、法第5条の2 第1項に規定する公募対象公園施設である建築物に限 り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度とし て前条の規定により認められる建築面積を超えること ができる」ととする。</u> <u>(運動施設の敷地面積の割合)</u>																									
<u>第1条の6の2 政令第8条第1項の条例で定める割合 は、100分の50とする。</u>																									
第27条 法第5条の11の規定により市長に代わって その権限を行う者は、この章の規定の適用については、 市長とみなす。	第27条 法第5条の3の規定により市長に代わってそ の権限を行う者は、この章の規定の適用については、市 長とみなす。																								
別表第2 (第11条関係)	別表第2 (第11条関係)																								
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]																								
(3) 都市公園を占用する場合	(3) 都市公園を占用する場合																								
(単位：円)	(単位：円)																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>占用の種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>法第7条 第1項第 6号に掲 げるもの</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>政令第12条第 2項第7号に掲 げるもの</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	占用の種別	単位	金額	[略]			法第7条 第1項第 6号に掲 げるもの	[略]	[略]	政令第12条第 2項第7号に掲 げるもの	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>占用の種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>法第7条 第6号に 掲げるも の</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>政令第12条第 7号に掲げるも の</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	占用の種別	単位	金額	[略]			法第7条 第6号に 掲げるも の	[略]	[略]	政令第12条第 7号に掲げるも の	[略]	[略]
占用の種別	単位	金額																							
[略]																									
法第7条 第1項第 6号に掲 げるもの	[略]	[略]																							
政令第12条第 2項第7号に掲 げるもの	[略]	[略]																							
占用の種別	単位	金額																							
[略]																									
法第7条 第6号に 掲げるも の	[略]	[略]																							
政令第12条第 7号に掲げるも の	[略]	[略]																							

政令第12条第 2項第8号に掲 げるもの		政令第12条第 8号に掲げるも の
備考 [略]		備考 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年2月19日提出

宮古市長 山本正徳

理由

都市公園法及び都市公園法施行令の改正に伴い、公募対象公園施設である建築物の建築面積の基準の特例及び都市公園の敷地面積に対する運動施設の敷地面積の割合を定めるとともに、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第30号

宮古市営住宅条例の一部を改正する条例

宮古市営住宅条例（平成17年宮古市条例第168号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(収入の申告等)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）<u>第7条</u>に規定する方法によるものとする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(市営住宅建替事業による家賃の特例)</p> <p>第39条 市長は、前条の申込みにより市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、政令<u>第12条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第40条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、政令<u>第12条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>	<p>(収入の申告等)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）<u>第8条</u>に規定する方法によるものとする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(市営住宅建替事業による家賃の特例)</p> <p>第39条 市長は、前条の申込みにより市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、政令<u>第11条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第40条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、政令<u>第11条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年2月19日提出

宮古市長 山本正徳

理由

公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第31号

宮古市監査委員条例の一部を改正する条例

宮古市監査委員条例（平成17年宮古市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。） <u>第196条第1項ただし書</u> 、 第200条第2項及び第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第200条第2項及び第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。
<u>（議員のうちからの監査委員の不選任）</u>	
<u>第2条 監査委員は、議会の議員のうちから選任しない。</u>	
<u>第3条</u> [略]	<u>第2条</u> [略]
<u>第4条</u> [略]	<u>第3条</u> [略]
<u>第5条</u> [略]	<u>第4条</u> [略]
<u>第6条</u> [略]	<u>第5条</u> [略]
<u>第7条</u> [略]	<u>第6条</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

- この条例は、この条例の公布の際現に在任する議会の議員の任期満了の日（議会が解散されたとき、又は議員がすべてなくなったときは、その解散の日又は議員がすべてなくなった日）の翌日から施行する。
(宮古市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 宮古市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年宮古市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																												
<u>別表（第2条関係）</u>	<u>別表（第2条関係）</u>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査委員</td> <td><u>代表</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬額	[略]		監査委員	<u>代表</u>		[略]		委員		[略]		[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査委員</td> <td><u>識見を有する者から選任された委員</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>議会の議員のうちから選任された委員</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬額	[略]		監査委員	<u>識見を有する者から選任された委員</u>		[略]		<u>議会の議員のうちから選任された委員</u>		[略]		[略]
職名	報酬額																												
[略]																													
監査委員	<u>代表</u>																												
	[略]																												
	委員																												
	[略]																												
	[略]																												
職名	報酬額																												
[略]																													
監査委員	<u>識見を有する者から選任された委員</u>																												
	[略]																												
	<u>議会の議員のうちから選任された委員</u>																												
	[略]																												
	[略]																												
備考 [略]	備考 [略]																												
備考 改正部分は、下線の部分である。																													

平成30年2月19日提出

宮古市長 山本正徳

理由

議会の議員のうちから監査委員を選任しないこととしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第32号

白浜(宮)漁港海岸災害復旧（23災501号防潮堤その2）工事の請負契約の締結
に関する議決の変更に關し議決を求めることについて

平成27年10月16日に議会の議決（平成29年2月9日専決処分）を経た白浜(宮)
漁港海岸災害復旧（23災501号防潮堤その2）工事の請負契約の締結に關し、その一部を
次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号
及び宮古市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年
宮古市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

契約金額中「599,896,800円」を「676,918,080円」に改める。

平成30年2月19日提出

宮古市長 山本正徳

理由

白浜(宮)漁港海岸災害復旧（23災501号防潮堤その2）工事において、現場精査による
設計変更及びインフレスライド条項の適用に伴い、契約金額を変更しようとするものである。
これが、この議案を提出する理由である。

参考資料

変更の概要

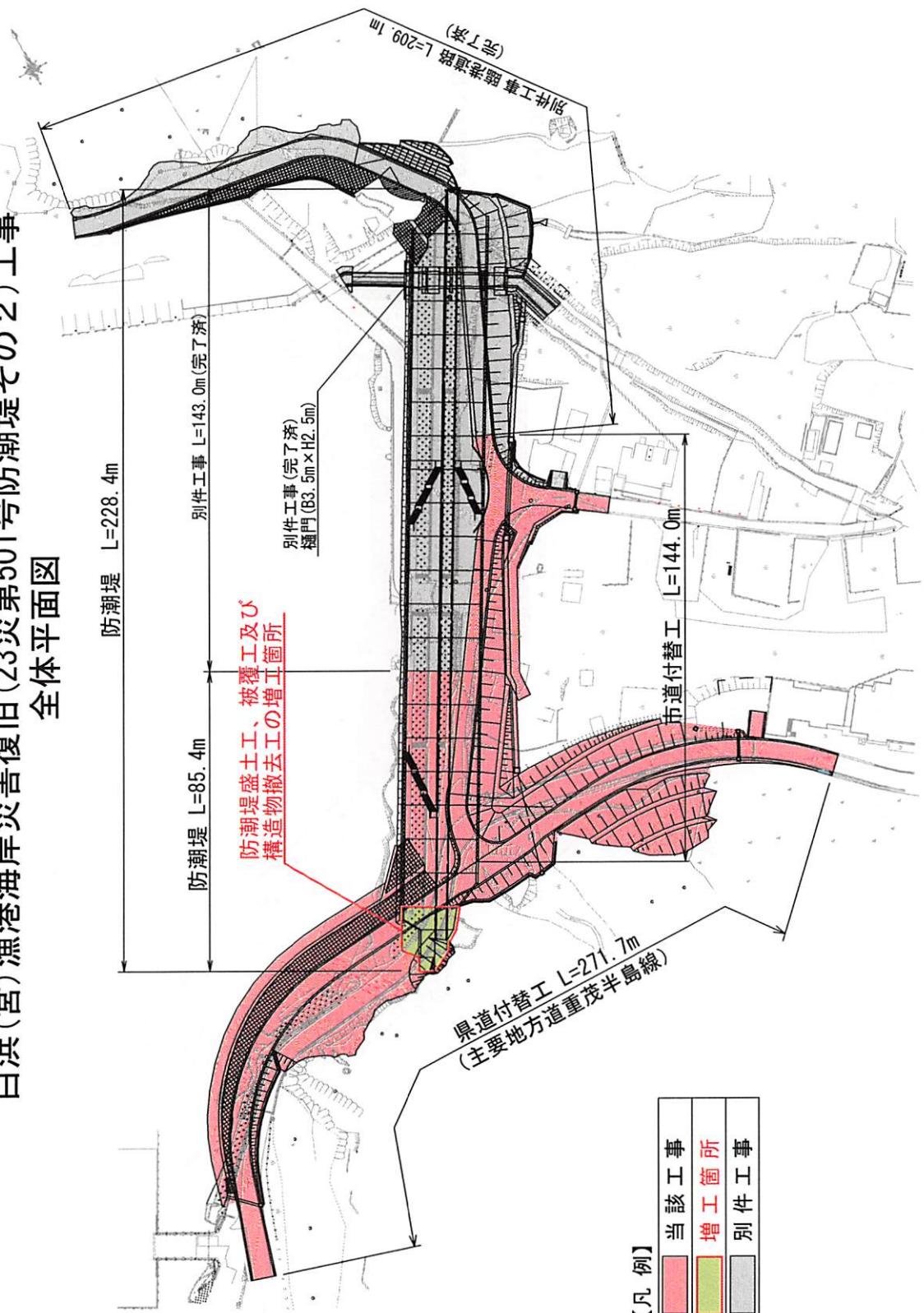
- 1 工事名 白浜(宮)漁港海岸災害復旧（23 災 501 号防潮堤その 2）工事
2 工事場所 宮古市白浜第 1 地割他地内
3 工期 平成 27 年 10 月 17 日から平成 31 年 3 月 8 日まで
4 請負者 住所 宮古市長町一丁目 4 番 1 号
 名称 三好建設株式会社
 代表取締役 三好 健志

5 変更内容

- (1) 防潮堤の盛土工において、現場精査の結果、盛土量を増工するもの。また、盛土に必要な土砂の運搬距離が当初の見込みより長くなることにより、土砂運搬費を増額するもの。
- (2) 防潮堤の被覆工において、現場精査の結果、被覆コンクリート量を増工するもの。
- (3) 防潮堤の構造物撤去工において、現場精査の結果、既設防潮堤の取壊し量を増工するもの。
- (4) 市道の道路土工において、盛土に必要な土砂の運搬距離が当初の見込みより長くなることにより、土砂運搬費を増額するもの。
- (5) 県道の山側仮設道路工において、仮設道路の詳細が決定し、数量が確定したことにより、山側仮設道路の工事費を計上するもの。
- (6) 県道の切土法面掘削箇所において、工事着手後の現地調査の結果、切土作業時に落石が発生する危険性が確認されたことから、隣接する仮設道路を通行する車両等の安全を確保するため仮設落石防護柵の工事費を計上するもの。
- (7) 工事請負契約書別記第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）の適用による変更を行うもの。

変更内容	変更前	変更後	増減	変更金額
防潮堤 盛土工	3,660 m ³	4,880 m ³	1,220 m ³	8,000,829 円
被覆工	1,096 m ³	1,408 m ³	312 m ³	17,715,828 円
構造物撤去工	53 m ³	99 m ³	46 m ³	675,823 円
市道 道路土工	5.0km	8.2km	3.2km	4,301,986 円
県道 山側仮設道路工	0m	134.9m	134.9m	12,239,030 円
仮設落石防護柵工	0m	48m	48m	5,089,694 円
諸経費				20,175,810 円
小計				68,199,000 円
インフレスライド				3,117,000 円
消費税				5,705,280 円
合計				77,021,280 円

白浜(宮)漁港海岸災害復旧(23災第501号防潮堤その2)工事
全体平面図

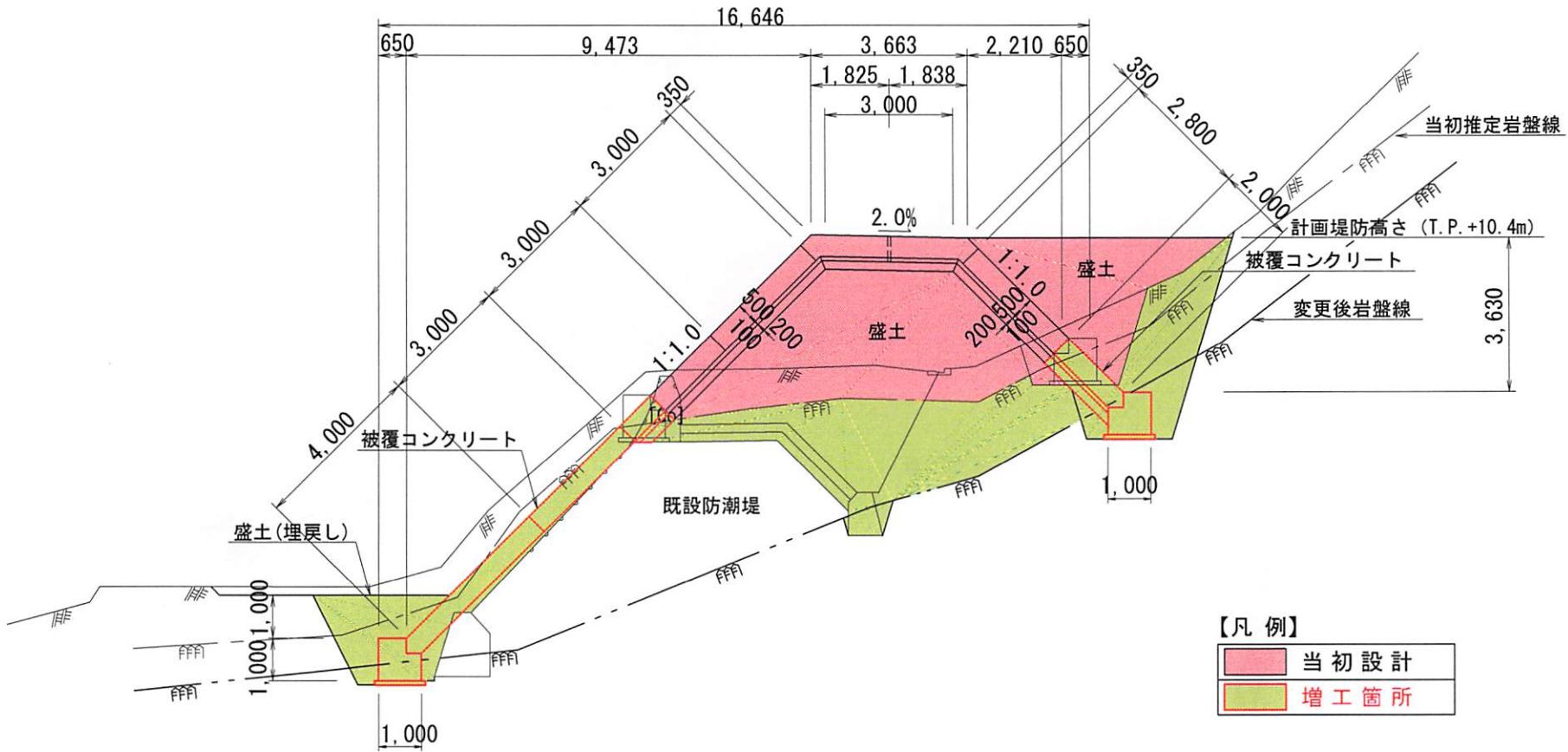


【凡例】

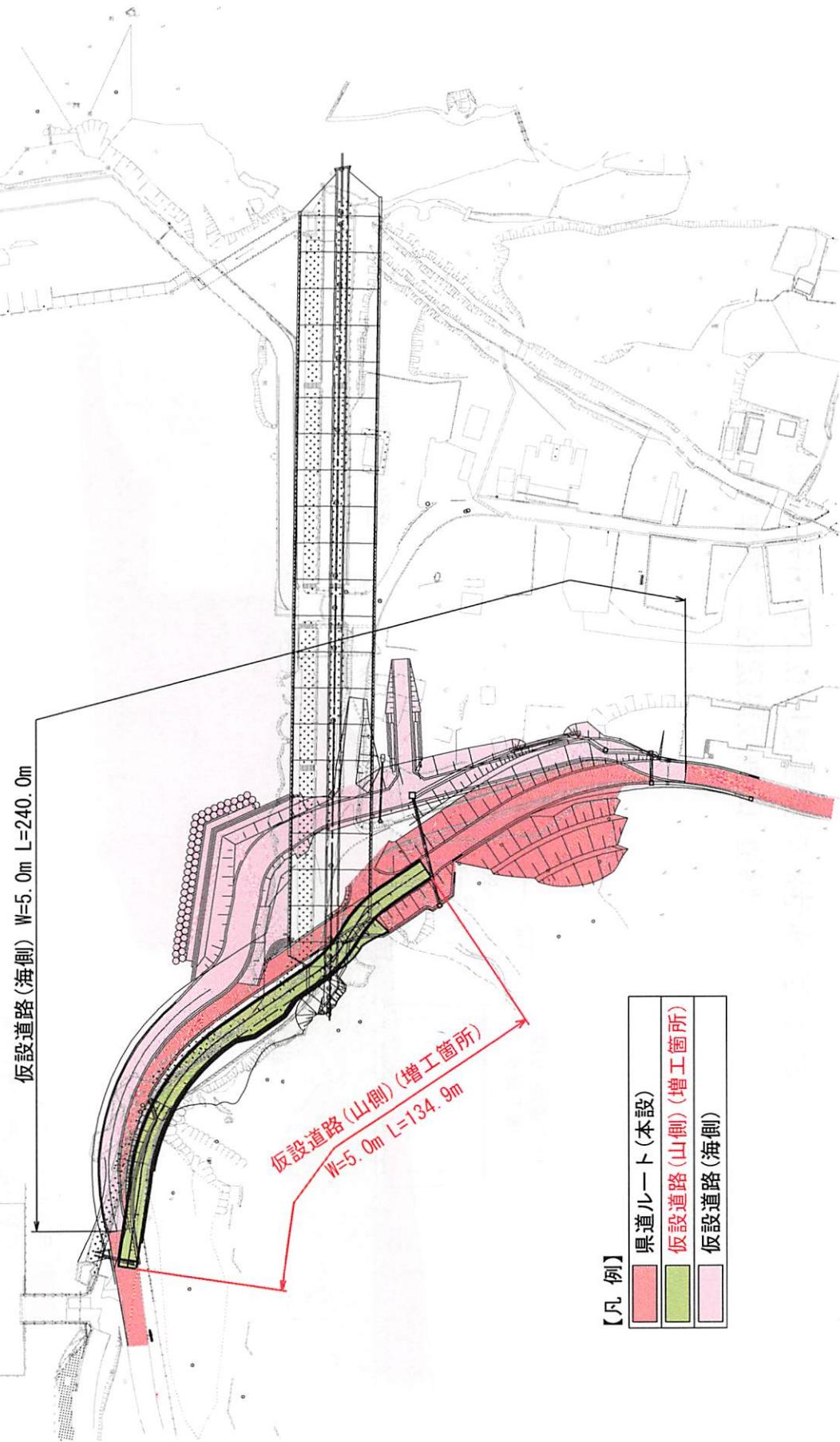
■	当該工事
■	増工箇所
■	別件工事

白浜(宮)漁港海岸災害復旧(23災501号防潮堤その2)工事
防潮堤 県道側山すそ部分 断面図

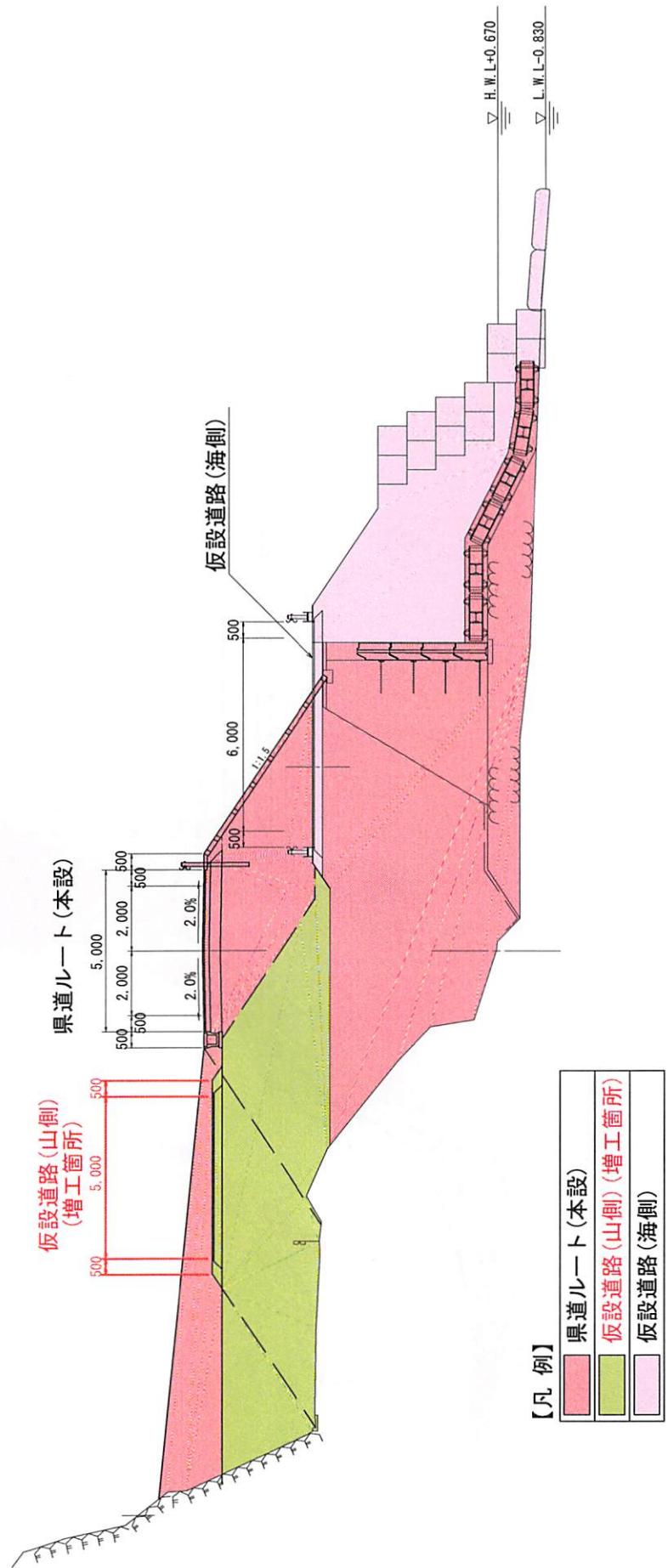
32-4



白浜(宮)漁港海岸災害復旧(23災501号防潮堤その2)工事
県道 山側仮設道路工 平面図

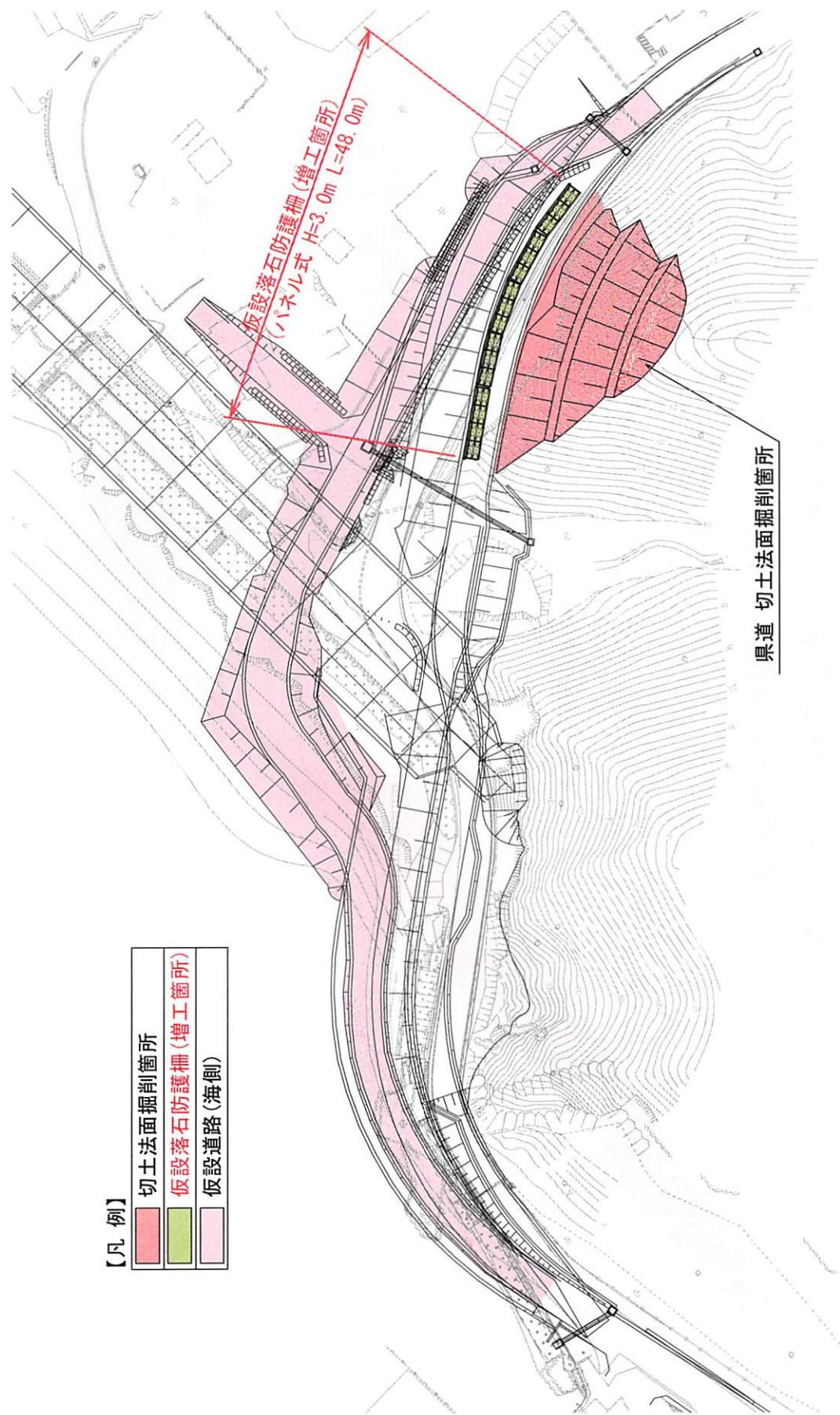


白浜(宮)漁港海岸災害復旧日(23災501号防潮堤その2)工事
県道 山側仮設道路工 標準断面図

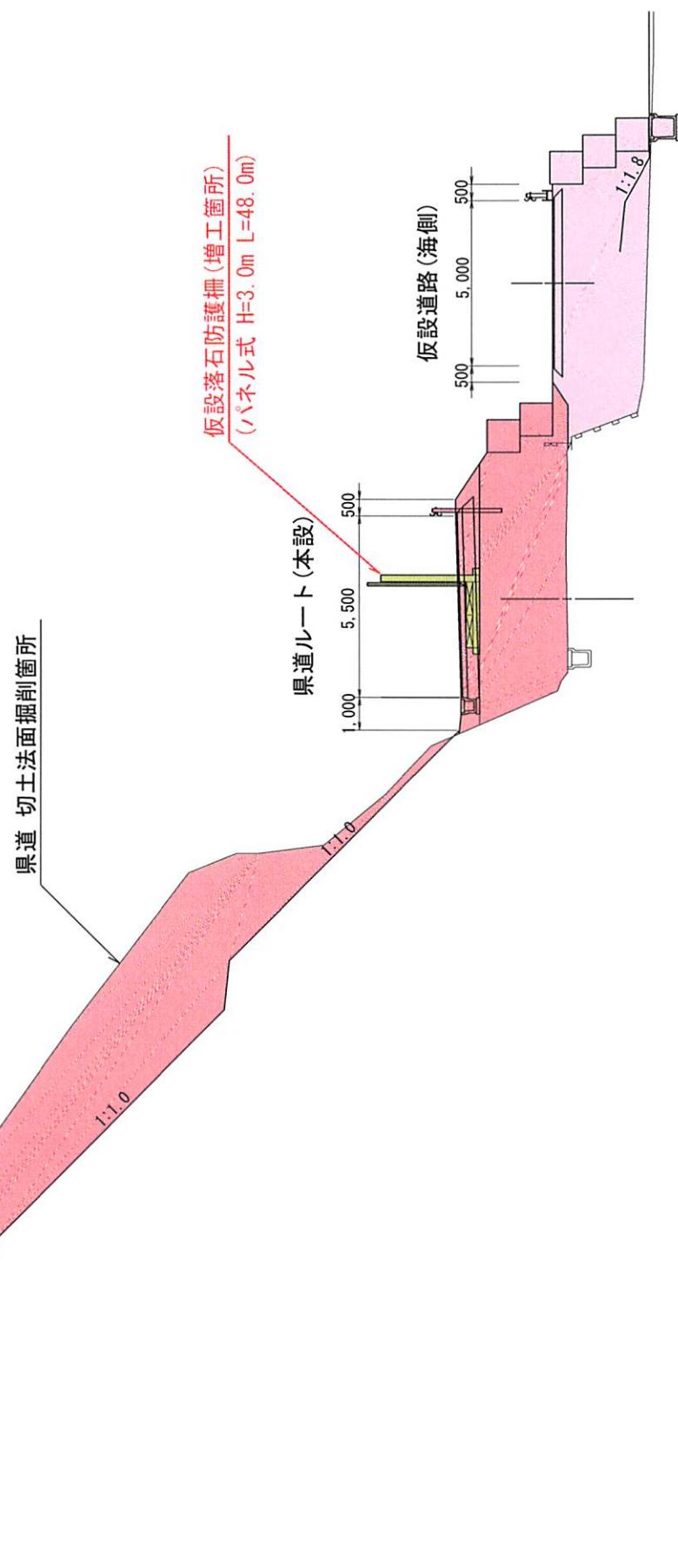


白浜(宮)漁港海岸災害復旧(23災501号防潮堤その2)工事
県道 仮設落石防護柵工 平面図

【凡例】
切土法面掘削箇所
仮設落石防護柵(増工箇所)
仮設道路(海側)



白浜(富)漁港海岸災害復旧(23災501号防潮堤その2)工事
県道 仮設落石防護柵工 標準断面図



議案第33号

北部環状線（第2工区）道路整備（その4）工事の請負契約の締結に関し議決
を求めることについて

北部環状線（第2工区）道路整備（その4）工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び宮古市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宮古市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 工事名 北部環状線（第2工区）道路整備（その4）工事
- 2 工事場所 宮古市山口地内
- 3 契約金額 197,640,000円
- 4 請負者 住所 宮古市長町一丁目4番1号
名称 三好建設株式会社
代表取締役 三好 健志

平成30年2月19日提出

宮古市長 山本正徳

理由

北部環状線（第2工区）道路整備（その4）工事の請負契約を締結しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

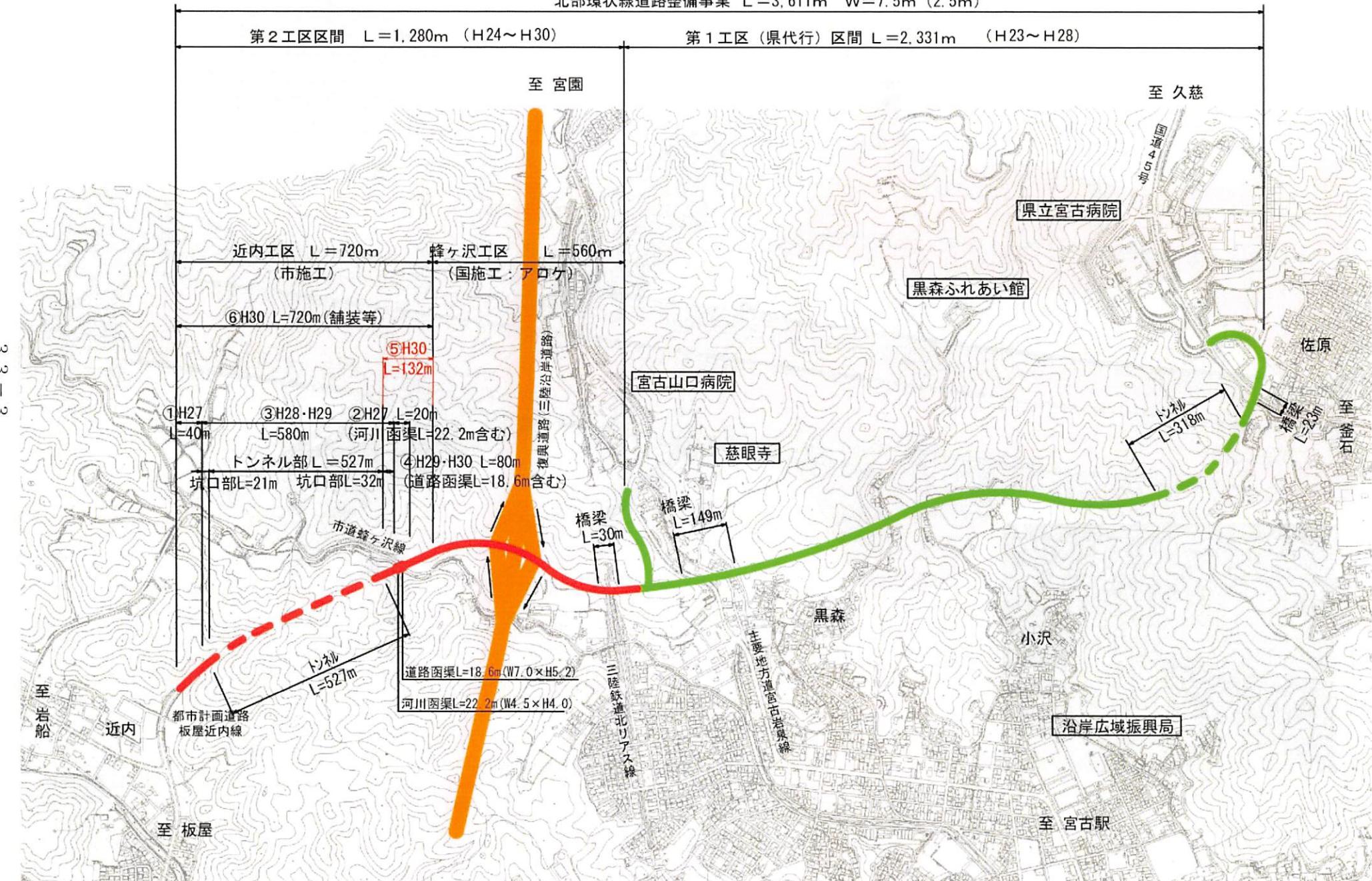
参考資料

工事の概要

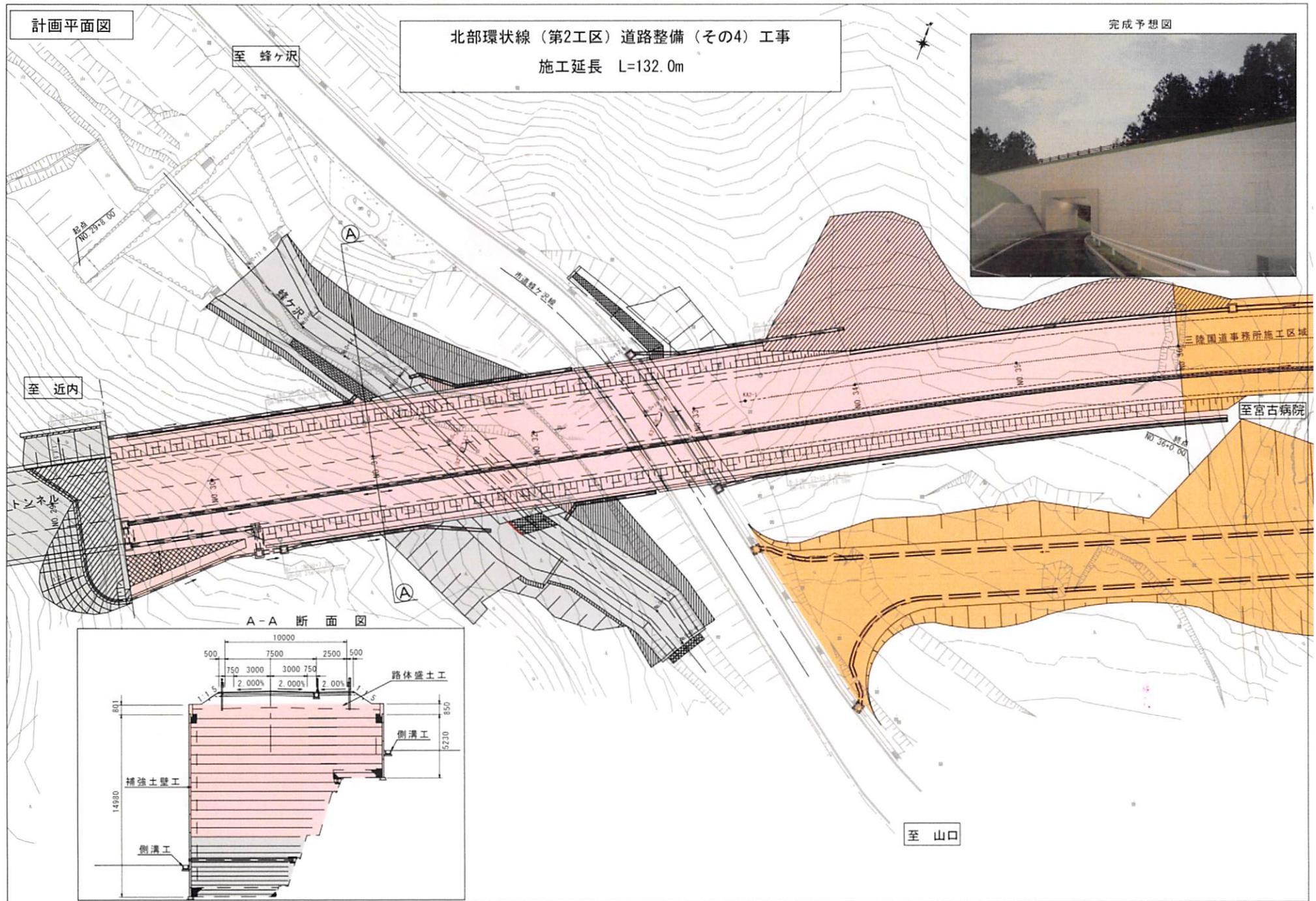
- 1 工事名 北部環状線（第2工区）道路整備（その4）工事
- 2 工事場所 宮古市山口地内
- 3 工期 平成30年2月28日から平成31年2月19日まで
- 4 主な工事内容
 - (1) 施工延長 $L = 132m$
 - (2) 補強土壁工 $A = 1,532 m^2$
 - (3) 路体盛土工 $V = 560 m^3$
 - (4) 側溝工 $L = 172m$

北部環状線 位置図

北部環状線道路整備事業 $L = 3,611m$ $W = 7.5m$ (2.5m)



計画平面図



議案第34号

北部環状線（第2工区）道路整備（トンネル）工事の請負契約の締結に関する 議決の変更に關し議決を求めることについて

平成28年9月26日に議会の議決を経た北部環状線（第2工区）道路整備（トンネル）工事の請負契約の締結に關し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び宮古市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宮古市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

契約金額中「1, 542, 240, 000円」を「1, 611, 871, 920円」に改める。

平成30年2月19日提出

宮古市長 山本正徳

理由

北部環状線（第2工区）道路整備（トンネル）工事において、現場精査による設計変更に伴い、契約金額を変更しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

参考資料

変更の概要

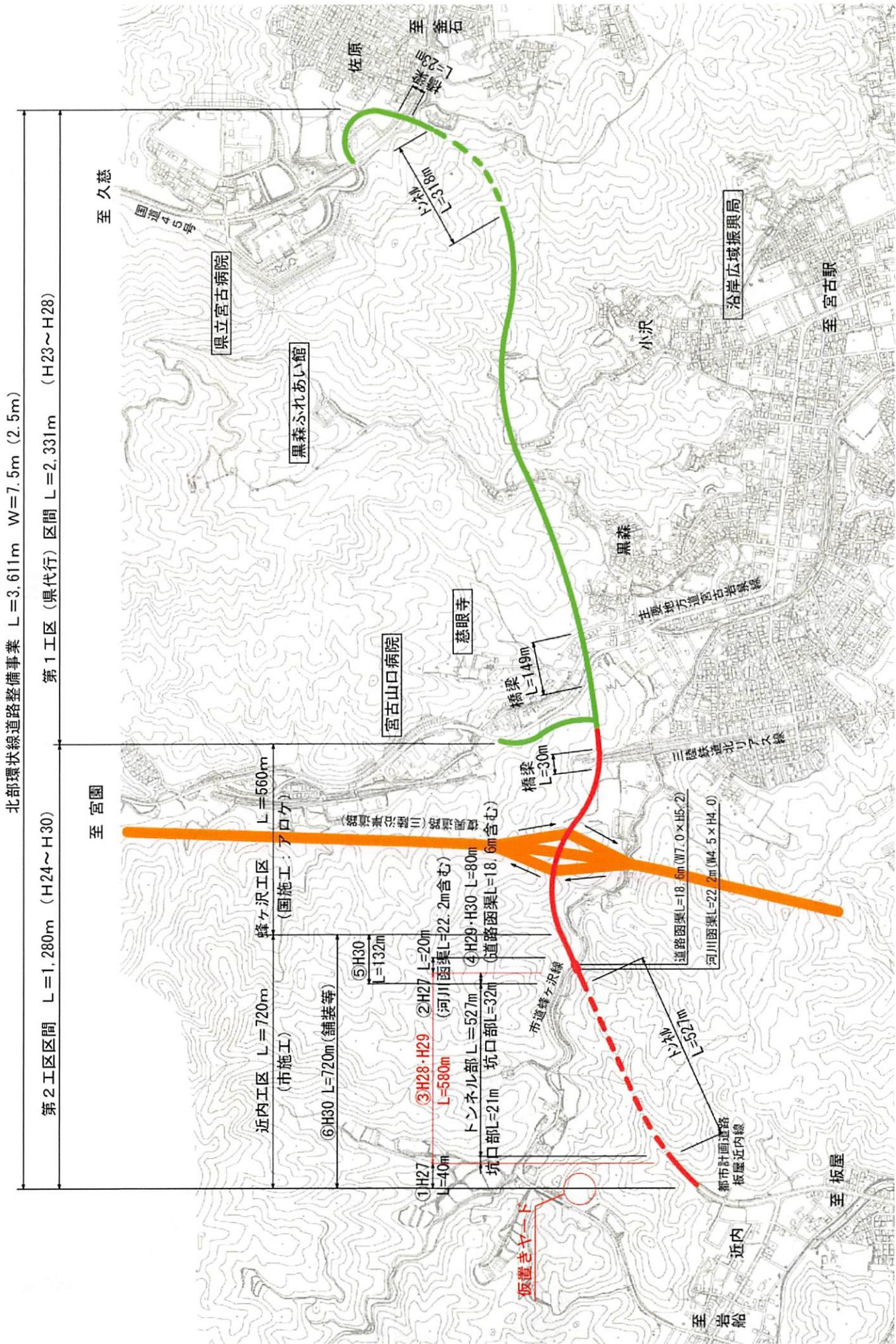
- 1 工事名 北部環状線（第2工区）道路整備（トンネル）工事
2 工事場所 宮古市近内第4地割地内外
3 工期 平成28年9月30日から平成30年3月25日まで
4 請負者 名称 大日本土木㈱・㈱菊地建設特定市営建設工事共同企業体
代表者 住所 仙台市青葉区本町三丁目4番18号
名称 大日本土木株式会社東北支店
支店長 内田 昭
構成員 住所 宮古市八木沢三丁目11番5号
名称 株式会社菊地建設
代表取締役 菊地 辰志

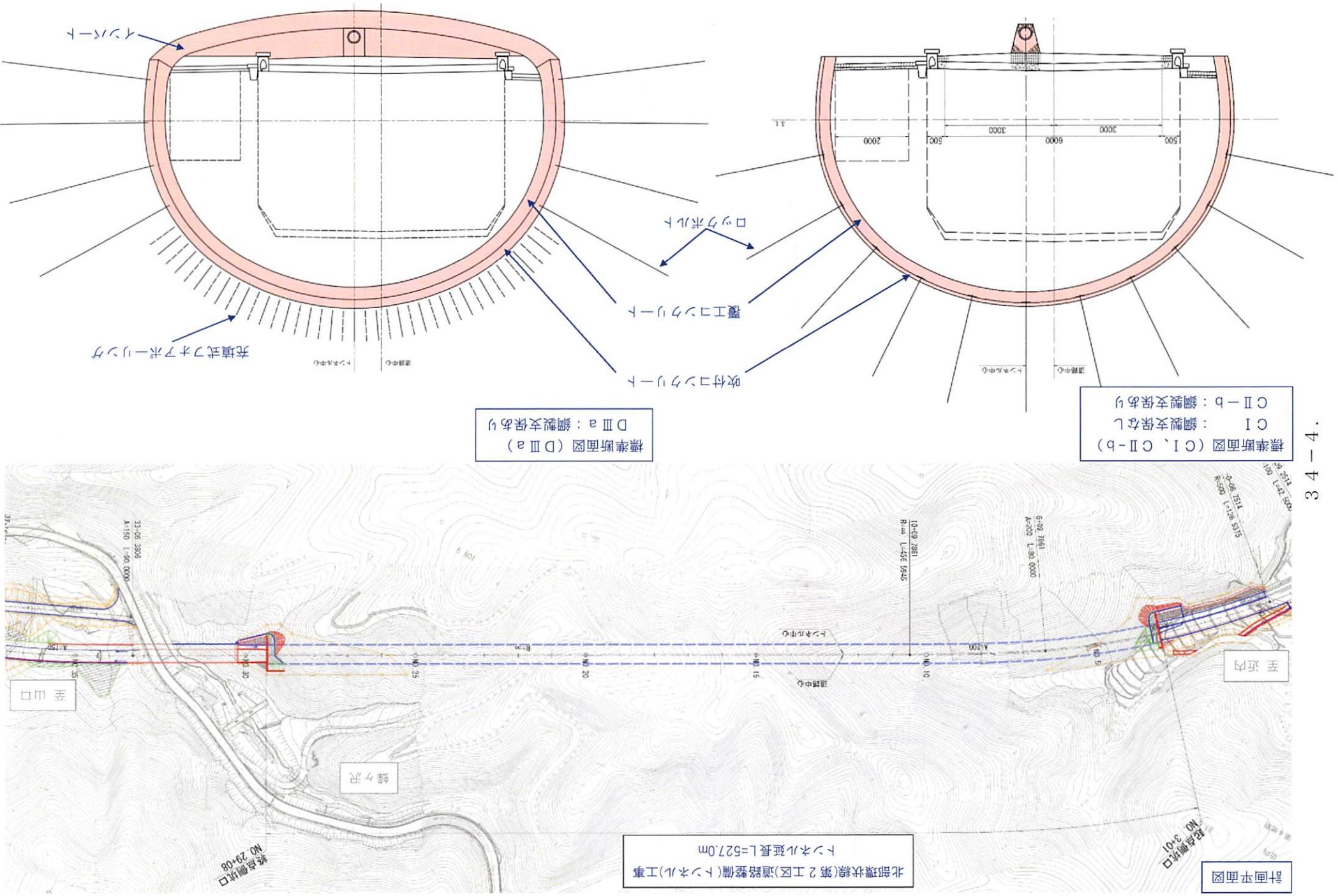
5 変更内容

- (1) トンネルの掘削において、岩質の変化に伴い支保工パターンを変更するもの。
- (2) 遠隔地からの資材調達に要する輸送費についての運用基準に基づき、吹付コンクリート骨材の遠隔地からの調達に要した費用を計上するもの。
- (3) 汚泥処分について、実績により数量を変更するもの。
- (4) 残土運搬工について、仮置きヤードの変更に伴い、運搬距離を変更するもの。
- (5) 残土受入施設の立木等処理費を追加するもの。

変更内容	変更前数量	変更後数量	増減	変更金額
トンネル（NATM工法）				
支保工（C I）	160.0m	224.4m	64.4m	46,095,436円
支保工（C II-b）	102.0m	36.0m	△66.0m	△57,470,705円
支保工（D IIIa）	182.9m	184.5m	1.6m	2,103,788円
骨材調達に要した費用	一	一式	一式	23,626,742円
汚泥処分	544t	70t	△474t	△8,645,166円
残土運搬工	0.4km	1.6km	1.2km	22,022,427円
残土受入施設				
立木等処理費	0t	387t	387t	14,083,662円
その他現場精査	一式	一式	一	△2,050,325円
諸経費				24,708,141円
小計				64,474,000円
消費税				5,157,920円
合計				69,631,920円

北部環状線 位置図





議案第35号

荒巻笹見内地区道路整備（トンネル）工事の請負契約の締結に関する議決の変更に關し議決を求めることについて

平成28年12月22日に議会の議決を経た荒巻笹見内地区道路整備（トンネル）工事の請負契約の締結に關し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び宮古市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に關する条例（平成17年宮古市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

契約金額中「666,360,000円」を「720,175,320円」に改める。

平成30年2月19日提出

宮古市長 山本正徳

理由

荒巻笹見内地区道路整備（トンネル）工事において、現場精査による設計変更に伴い、契約金額を変更しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

参考資料

変更の概要

- 1 工事名 荒巻笹見内地区道路整備（トンネル）工事
- 2 工事場所 宮古市音部第5地割外地内
- 3 工期 平成28年12月23日から平成30年3月30日まで
- 4 請負者 名称 倭森本組・倭小山田組特定市営建設工事共同企業体
 代表者 住所 宮古市大通二丁目4番13号
 名称 株式会社森本組岩手営業所
 所長 酒井 規好
 構成員 住所 宮古市刈屋第10地割5番地1
 名称 株式会社小山田組
 代表取締役 小山田 大助

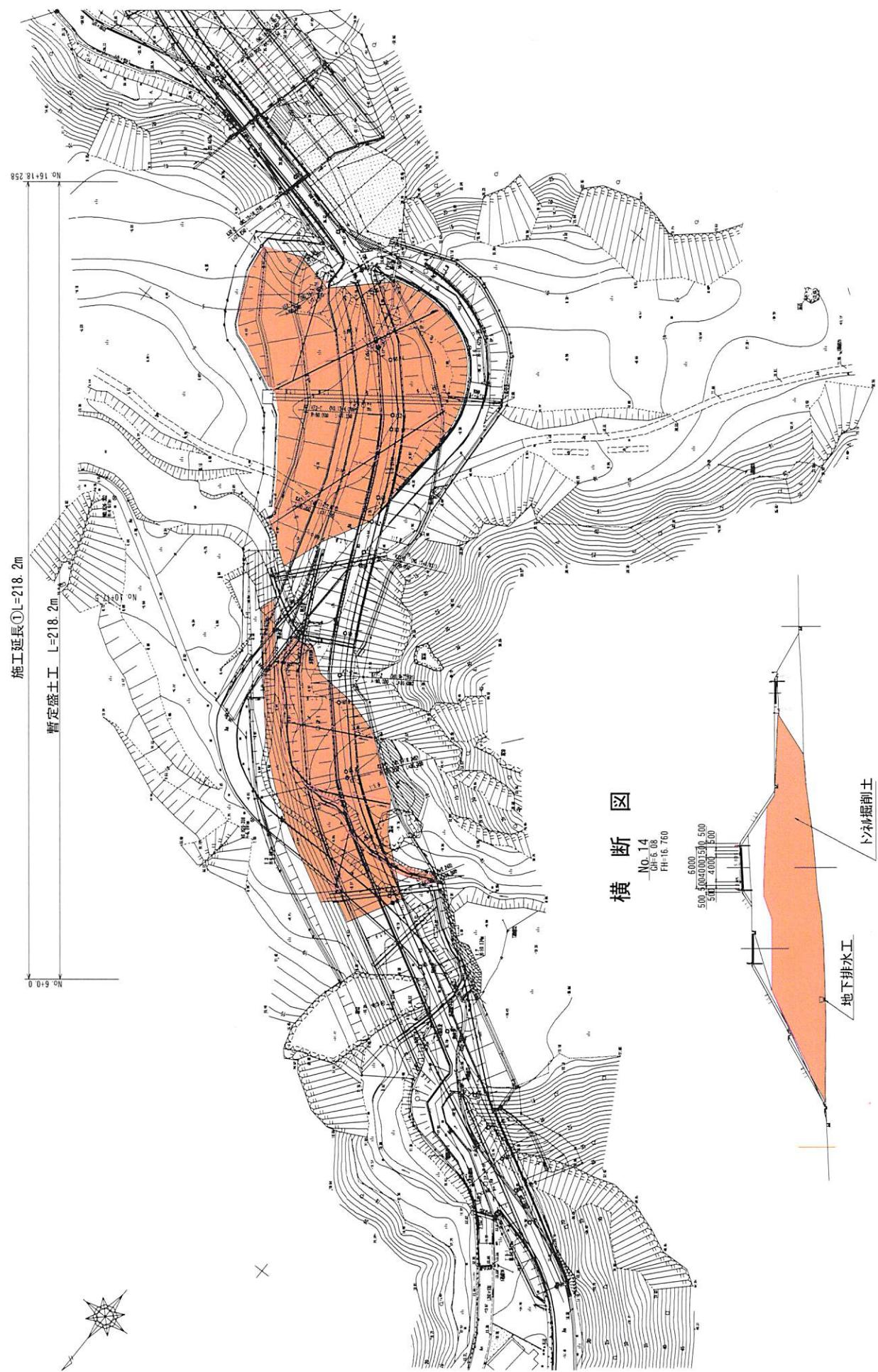
5 変更内容

- (1) トンネルの掘削において、岩質の変化に伴い支保工パターンを変更するもの。
- (2) 仮設電力の受電に当たり、工事箇所周辺の電圧降下を抑制するため、電圧降下対策設備を追加設置するもの。
- (3) 汚泥処分について、実績により数量を変更するもの。
- (4) トンネルの掘削により生じた土砂を有効に活用するため、路体盛土工を増工するもの。また、路体盛土の排水対策のため、地下排水工を増工するもの。

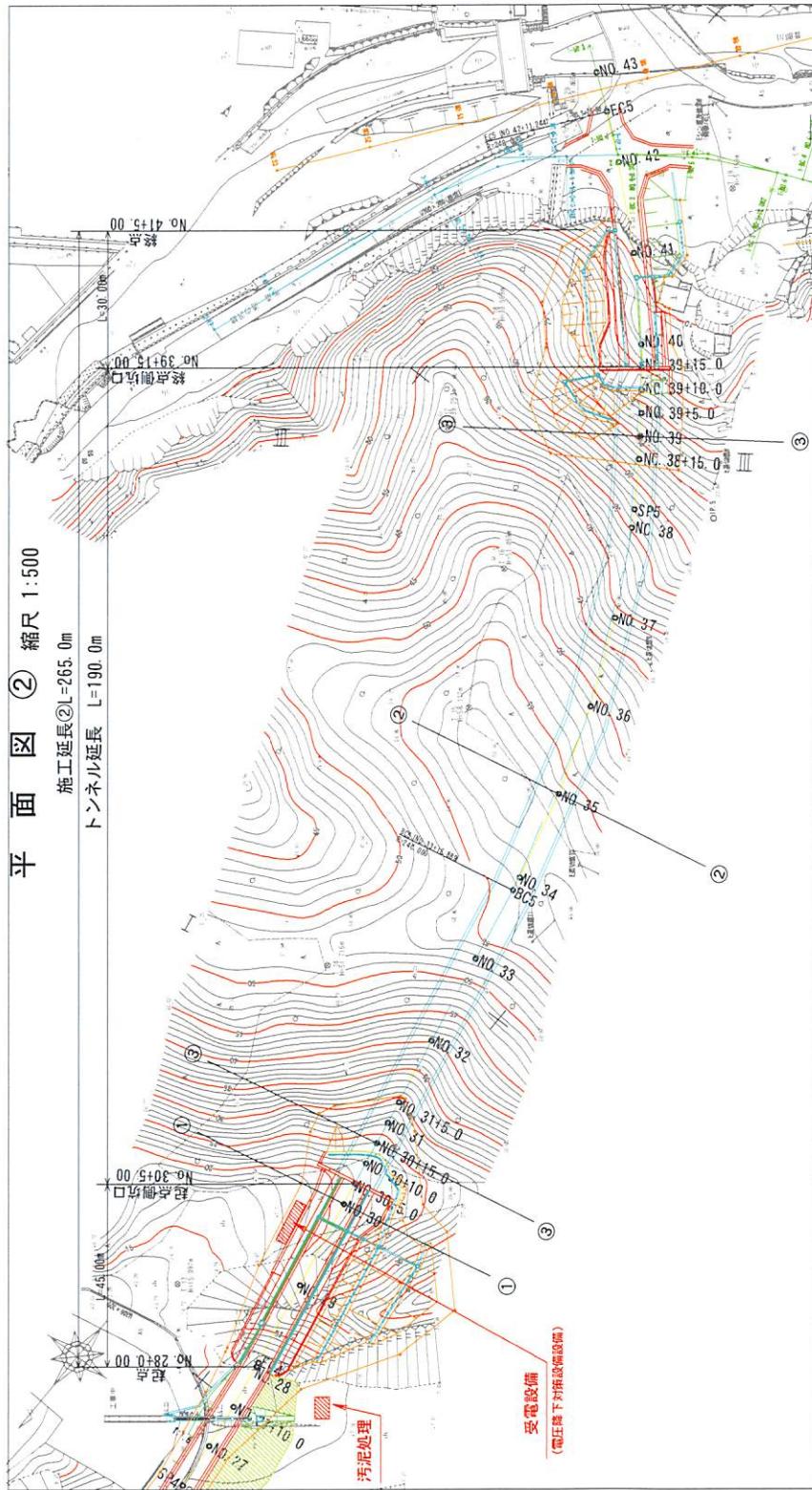
変更内容	変更前数量	変更後数量	増減	変更金額
トンネル（NATM工法）				
支保工（C II b）	71.0m	33.6m	△37.4m	△35,115,553 円
支保工（D I b）	59.0m	97.0m	38.0m	50,944,539 円
支保工（D III a）	58.9m	45.3m	△13.6m	△15,333,385 円
支保工（D III a-1）	0.0m	13.0m	13.0m	21,121,229 円
電圧降下対策設備	0 基	1 基	1 基	2,666,731 円
汚泥処分	299 t	36 t	△263 t	△4,854,425 円
道路改良				
路体盛土工	180 m ³	16,280 m ³	16,100 m ³	3,320,869 円
地下排水工	141m	489m	348m	2,191,242 円
その他現場精査	一式	一式	—	1,072,570 円
諸経費				23,815,183 円
小計				49,829,000 円
消費税				3,986,320 円
合計				53,815,320 円



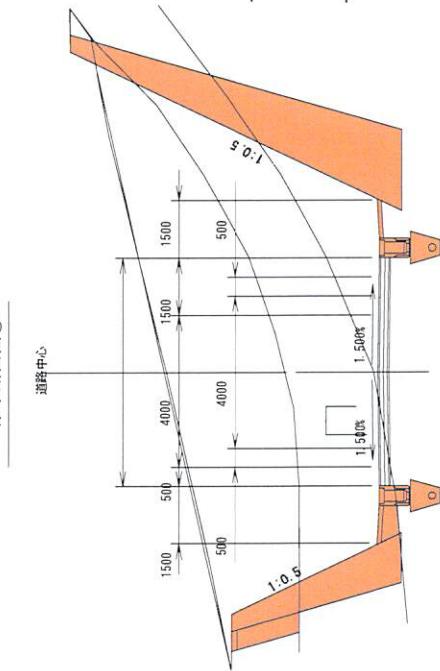
平面図① 縮尺 1:500



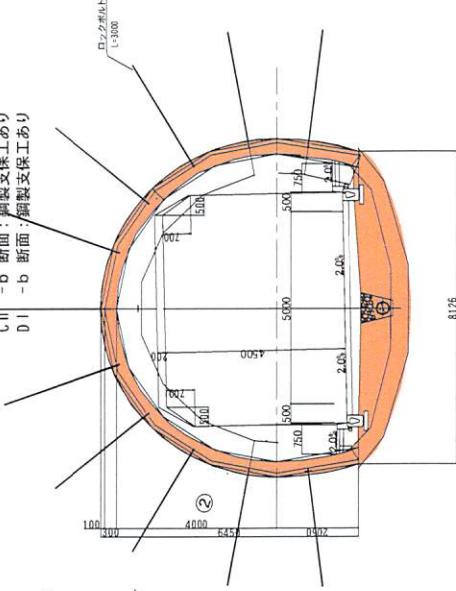
平面図② 縮尺 1:500
施工延長②L=265.0m
トンネル延長 L=190.0m



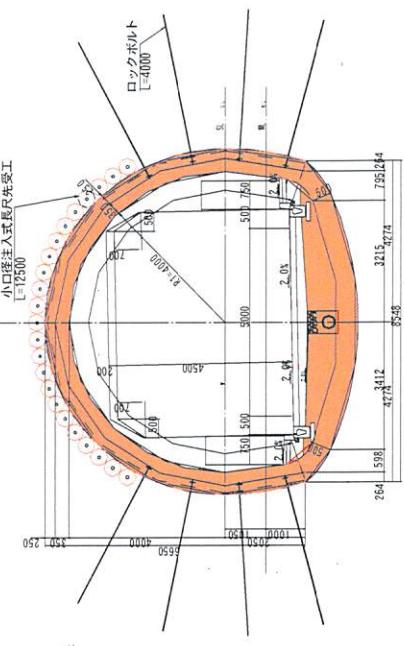
標準断面図①



標準断面図②
CII - b 断面: 鋼製支保工あり
DII - a 断面: 鋼製支保工あり
DII - a' 断面: 鋼製支保工あり
L=13000



標準断面図③
DII-a 断面: 鋼製支保工あり
DII-a' 断面: 鋼製支保工あり
L=12500



議案第36号

財産の処分に関し議決を求めるについて

次のとおり財産を処分するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1 処分する目的

道の駅たろうの用に供していた土地について、国土交通省が直轄整備し管理する国道45号道の駅たろう整備事業用地の用に供することにより、観光拠点の整備が図られるため。

2 処分する財産

財産の所在地	種別	地目	地積
宮古市田老二丁目5番1の一部	土地	宅地	5,697.40 m ²

3 処分の方法

無償譲渡

4 処分の相手方

国土交通省

平成30年2月19日提出

宮古市長 山本正徳

理由

道の駅たろうの用に供していた土地を無償譲渡しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第37号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

宮古市千徳デイサービスセンター

2 指定管理者の名称

株式会社 JA ライフサポート

3 指定の期間

平成30年3月1日から平成31年3月31日まで

平成30年2月19日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市千徳デイサービスセンターの指定管理者が会社法に規定する子会社を設立し、指定管理者の業務を承継させることから、指定期間の残存期間について、当該子会社を指定管理者として指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。